

議案第46号

市道路線の変更について

市道路線を次のとおり変更することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線番号		起点 (番地先)	延長 (m)	幅員	最大 (m)
		終点 (番地先)			最小 (m)
1-4166	変更前	東四丁目甲 906 番 1	543.10		12.90
		東四丁目 224 番 1			4.44
	変更後	東四丁目甲 907 番 1	346.50		24.30
		東五丁目 329 番 3			5.14
1-4187	変更前	台宿一丁目 382 番 1	476.40		8.30
		東四丁目 329 番 4			3.81
	変更後	台宿一丁目 382 番 4	720.30		13.20
		東四丁目 1047 番			4.98

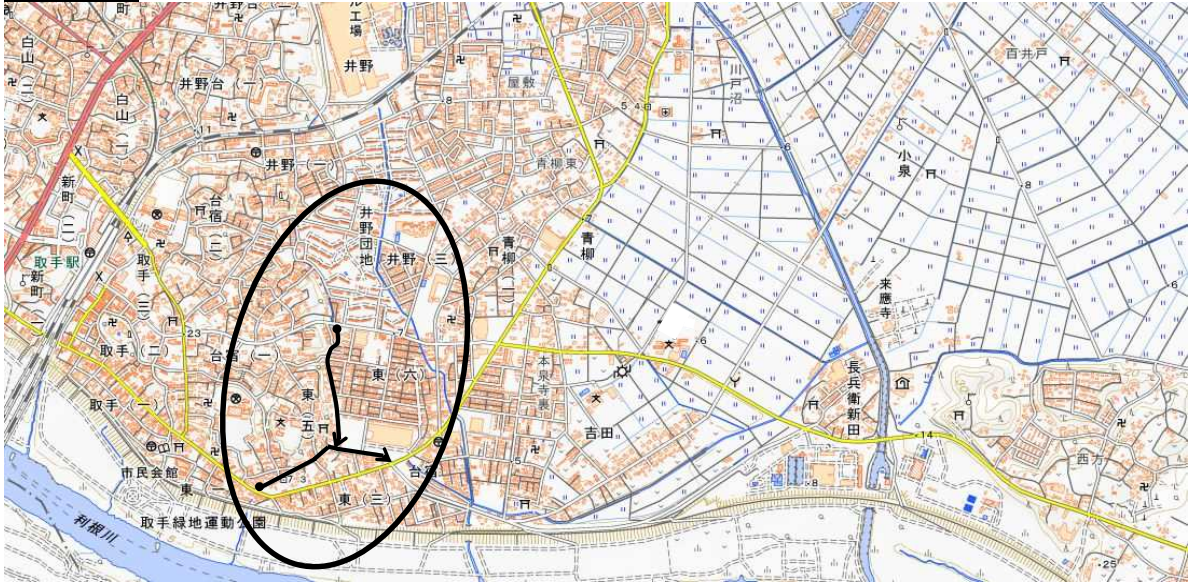
令和6年6月4日提出

取手市長 中村 修

提案理由

道路改良工事により路線を変更するため、議会の議決を求めるものです。

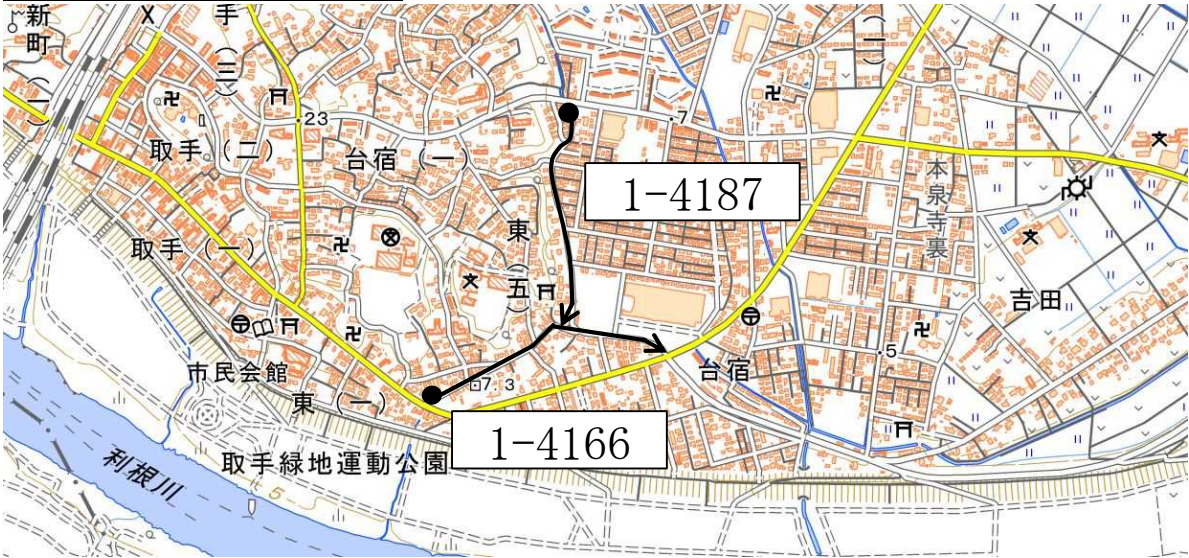
位置図



出典：国土地理院

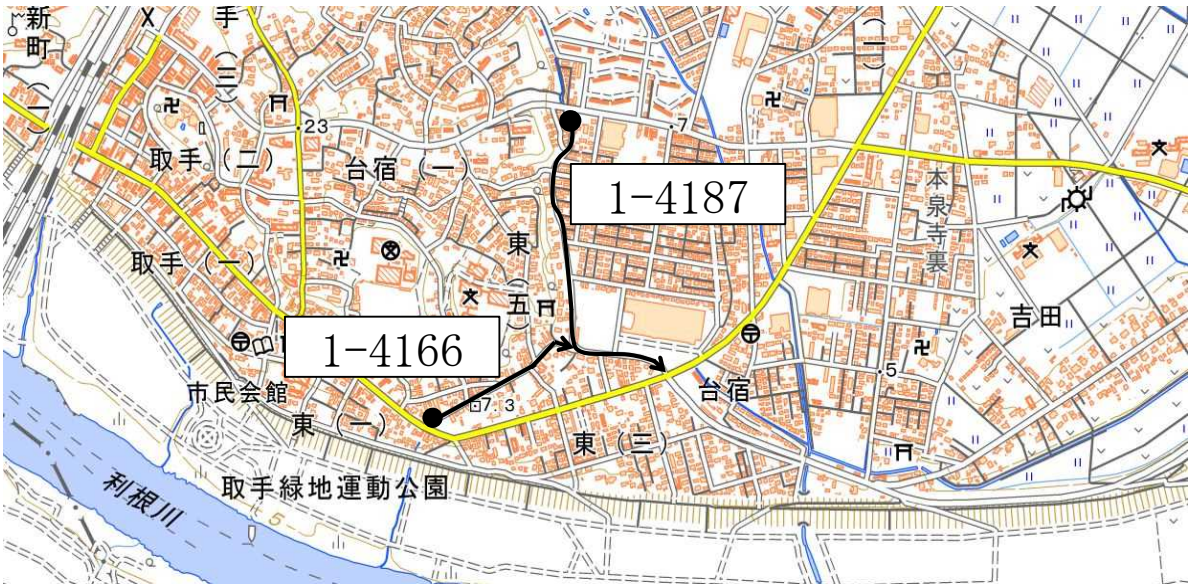
凡例	
起点 ●	・ 終点 →

変更図 (変更前)



出典：国土地理院

変更図 (変更後)



出典：国土地理院

凡例				
起点 ● ・ 終点 →				
路線番号	延長 (m)		幅員 (m)	
1-4166	変更前	543.10	変更前	4.44~12.90
	変更後	346.50	変更後	5.14~24.30
1-4187	変更前	476.40	変更前	3.81~ 8.30
	変更後	720.30	変更後	4.98~13.20